

研究

大神姓佐伯氏の研究(七) 佐伯莊預所と地頭の

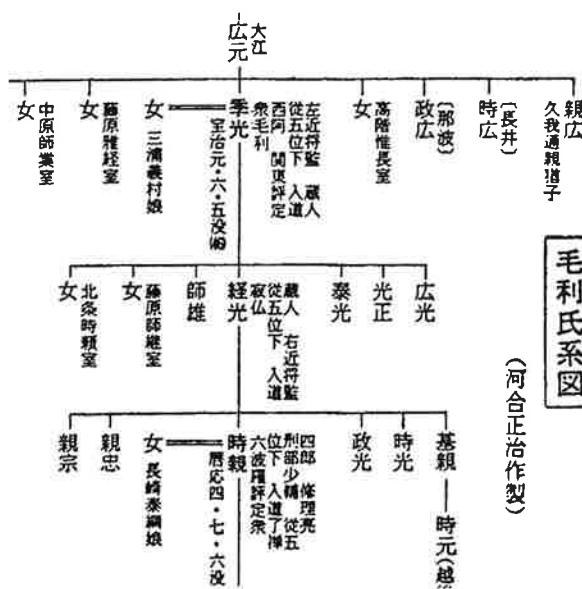
さとうたくみ

(会員
佐伯市池船町)

佐伯庄研究の推移と新たなる解明

あずかりどころ
預所とは莊園組織における一つの職名で、領家に
かわつて下司、公文などの下級庄官を指揮して庄務を執
行する職掌である。(日本史小百科・莊園)

これまで佐伯莊の実態については『豊後国岡田帳』が唯一の史料で、「領家毛利判官代・同弥三郎殿」の記



まちがえやすい

三

領家

(古文書解読辞典) 【預所】

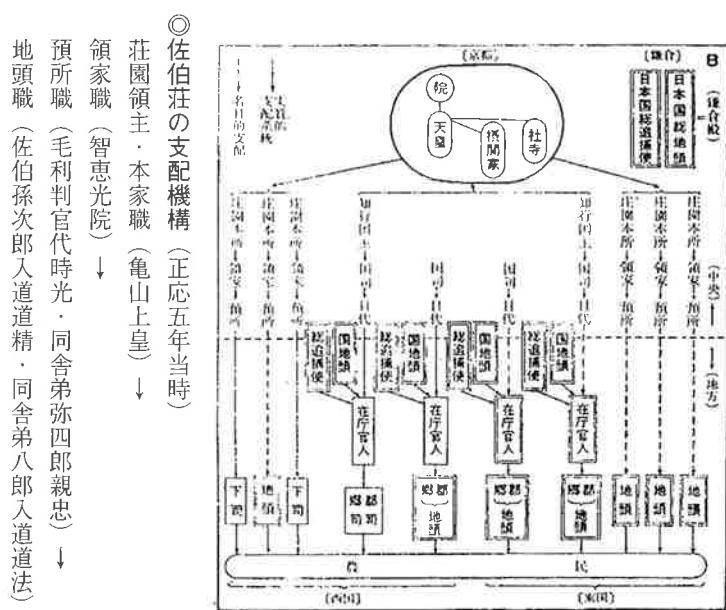
鎌倉時代の支配機構(日本の歴史・中央公論社)

述に惑わされてきたが、当文書によつて「領家」は「あづかりどろ」「預所」の誤写であり、「毛利判官代同弥三郎殿」は「毛利判官代時光」と同舎弟弥四郎親忠であることが判明した。

「佐伯市史」では、この毛利判官代を「大江広元の子毛利秀光の孫時親とその子弟であろう」と推定していたが、毛利氏系図（下図）によつて時親の兄・弟であることがわかる。

また「佐伯一族の興亡」および「豊後国莊園公領史料集成六」に問題提起された「八条院領目録の智恵光院御庄・豊後国戸穴と佐伯荘の関係」については、当文書の内容「佐伯荘地頭が智恵光院寺庫に年貢を直納した」事実から同莊裏名であることがわかる。

但し、本家職で「豊後戸穴庄」として伝領された背景は定かではない。「佐伯一族の興」・佐伯教委編には、「海産物を中心として開発されていた穂門郷沿岸部が莊園として立券され、事務所が戸穴に設置され、戸穴庄として智恵光院に寄進された。その後、大神姓佐伯氏が地頭職を帯するようになり、事務所が戸穴から吉市地区に移され、莊名も戸穴莊から佐伯莊に変更されたが、本



家職を持つ天皇家の所領目録はあくまでも立券当時の莊号をつらぬいた」と推論されている。

佐伯庄預所と地頭の相論

【文書四】読み下し

豊後国佐伯庄、預所毛利判官代時光・同舎弟弥四郎親忠と地頭佐伯孫次郎入道道精・同舎弟八郎入道道法が相論の条々

一、年貢のこと

右、宰府注進の訴陳状具書に子細多しといえども、所詮、当庄は道精らの祖父、佐伯左衛門尉惟直のとき請所たり。年貢以下、預所得分物など員数を定めしむの上、水損を嫌わず、ことごとく京都へ進済すべくの由、さる仁治三年四月十日に惟直が出状のところ、かの状にまさすべくの由、同廿六日に御下知なされるところなり。

しかして預所は、すなわち地頭など件の御下知に背き

未進いたすの由、と申す。地頭は、かの年貢内をもつて宇佐造宮日の食料に立用せしめ、結解を遂ぐべくの旨、を称う。

ところ、ならびに嘉禄・康元の御教書のごとくは、件の造宮米は平均課役たるべくの由、所見なり。かの状などにおいては、預所申す旨なきの間、勿論か。すなわち年貢内を引き募るべくの旨、地頭など申すところ、そのいわれなきにあらずして、預所は証文を指し帶びず、当庄にかぎり年貢立用すべからずの由、申せしむの条、信用あたわず。しかるにすなわち、宇佐造宮米を引募り結解を遂ぐべきなり。

一、御寺米ならびに兵士食料米のこと

右地頭おなじく仁治の御下知に背くの由、預所が申せしむのところ、智恵光院寺庫に直納せしむの間、仁治より文永四年にいたるは、かの納所において結解を遂ぐのところ未進なく、同四年以後は年々返抄を帶びおわんぬ。先例を追つて直納せしむといえども、預所方へ弁すべきか否か、上裁に相従うべくの旨、地頭これを申す。

地頭に宣言・国宣を下狀などをもつて進める

なり。

てへれば、結解を遂げたということ、返抄を帶びるという段、預所が不論を申すの上は未済分なしか。但し、納所のこと惟直の仁治状にまかせ京都に進済せしむべく

一、預所得分物のこと

右は正応元年の勘定状にまかせ、地頭は未進を弁じいだすのところ、中分を下知いたすべきの由、これを称う。預所が請け取らずの条そのいわれなく、よつて中分のこと許容あたわず、未進を弁ぜしむなり。

一、大番役のこと

右地頭は御下知に背き、今もつて究済せず違背の咎をのがれずの由、預所の申すところといえども、残り早速に弁ぜらるべきの旨、地頭に申せしむ上は、必ず違背がたく、しかば早く究済せしむべくなり。

正応五年十二月廿四日

陸奥守

平朝臣（花押）

相模守

平朝臣（花押）

各項目ごとの考証

この下知状（判決文）は、佐伯庄預所である毛利時光・親忠兄弟と地頭である佐伯政直・惟佐兄弟の相論を裁決したものである。前回は政直と惟佐、地頭同志の対決を

紹介したが、今回は預所と地頭との対決である。

この文書には四条項について裁決されており、各項目ごとに預所の訴えと地頭の反論を述べた上で判決を下している。

一、年貢のことについて

当庄は道精（政直）らの祖父・佐伯左衛門尉惟直のとき請所（豊岡に開わらず一定額の年貢を請負う）となり、年貢や預所の得分物（取り分）など員数を定め、水損を嫌わず（水害などによる損毛に開わらず）京都（領家）へ進済（納入）するよう、去る仁治三年（一二四二）四月十日に惟直より出状（申請）があつたので、申請のとおり、同二十六日に下知（通達）された。

しかるに、預所は「地頭らがこの下知に背き未進している（支払っていない）」と訴え、地頭は「かの年貢の内より宇佐造宮日の食料を用立て結解（決算）をとげるよう」に」と反論している。

この件については地頭に宣旨（みことのり）国宣（國の

通達)を下し状をもつて進め(奉る)るところ、ならびに嘉禄(一一二一五)康元(一二五六)の御教書(命令書)にては「件の造宮米は平均課役たり」と見える。これについて、預所に異論がないのは勿論であろう。

よつて、「年貢の内から引き募るよう」にと地頭らが申すのは、いわれのないことではない。しかして預所は証文を示さずに「当庄に限つて年貢を立用すべからず」と申すのは信用できない。

しかるにすなわち、宇佐造宮米を引き募り結解(決算)をとげるべきである。

〔解説〕

年貢のことについて、預所は「地頭が納入していい」と言い、地頭は「年貢から宇佐造宮米を用立てるべきだ」と反論している。

この対決の論点は「造宮米が平均課役だ」ということにある。

宇佐宮は、鎌倉時代に三十三年ごとの式年造営となり、頼朝は太宰府が九州諸国に賦課する一国平均役として、九州の荘園・公領に一律に賦課するよう命じた。(大分歴史辞典)

これは建久四年(一一九三)の官宣旨(天皇の命令書)によるものであるが、訴訟時の正應五年(一二九二)は建久四年から九十九年、四度目の造替の年にあたる。預所は佐伯庄が皇室領であることを盾に、課役免除を主張したものと思われ、その根拠となる「証文を提示していない」と指摘されている。

判決は「年貢内から造宮米を差し引いて決算をとげるよう」にと下知している。

一、御寺米ならびに兵士食料米のこと

「地頭は同じく仁治の下知米済(年貢納入)に背く」と預所は申すが、

「智惠光院寺庫に直納(直接納める)し、仁治(一二四一)より文永四年(一二六七)までは、かの納所(年貢を納める事務所)にて結解(決算)をとげてるので未進(未納)はなく、同四年以後は年々の返抄(受領証)を保持している。先例を追つて直納したけれども、預所方に弁済すべきか否かは、上裁(問注所の裁決)に従う」と地頭は申している。

ということは、結解(決算)をとげたといい、返抄(受

領証)を保持しているという段、預所が不論(いいがかり)を申す上は未済分なしか。ただし、納所のことは惟直の仁治状(請書)にまかせ、京都(領家)に進済(納入)すべきこと。

【解説】

御寺米は領家智恵光院への年貢、兵士食料米は軍事費として幕府に納める分であろう。

ここでも年貢を納めていない、納めたという相論であるが、佐伯庄が仁治三年(一二四二)に請所となつてからは、智恵光院納所に直接納入することになり、年貢を収納する預所の職掌が侵されたことを意味している。

裁決では、預所の訴えを不論とし、「地頭の未済分はない」と判断して、「これまでどおり京都へ進済(納入)するように」と結んでいる。

一、預所得分物のこと

右は正応元年(一二八八)の勘定状のとおり、地頭は未進を弁済したが、「中分(土地の分割)を下知さるよう」にと称える。預所が「請けとつてない」というの

は、いわれのないことで、中分のことは許容できない。
未進を弁済させるべきなり」

【解説】

預所の得分(取り分)について、預所は地頭の未進を訴え、中分を要求している。これは預所職の権益が薄れ、得分をも失いかねない危惧にたつて、下地である土地の支配権を確保しようとしたものであろう。

裁決は預所の訴えを退け、あくまでも「未進があれば弁済させる」としている。

一、大番役のこと

「地頭は下知に背き今もつて究済せず、違背の咎はのがれられず」と預所が申すけれど、残すところ早速弁済するよう地頭に申したので、必ず違背のないよう。しかば、早く究済するように。

【解説】

大番役とは、御家人が交替で内裏の警固にあたる課役で、京都大番役という。京都に赴いて番役を勤仕したが、あるいは代価としての費用を賦課されたのである。

裁決は「地頭に違背のないよう究済させる」といふものである。

以上、四項目について考察してみたが、この時代は当庄に限らず、全国各地の莊園で領家側と地頭の紛争が起

【文書四】写し

豊後國佐伯庄預所毛利判官代時光日舎弟
弥四郎親忠典地頭佐伯孫次郎入道々精日舎
第八郎入道々法相論條々

右寧府注進訴陳狀具書子細雖多所詮當庄者道精等
祖父佐伯左衛門尉惟直之時為請所耳真以下預所得分物
等令定負數之上不嫌畢水損可進濟京都之由去仁治三年
四月廿日惟直出狀之處可任彼狀之由内其日所被成御下知也

きている。預所(雑掌)は領家の代理者として現地に在住して所務を行つたが、佐伯庄のような寄進型莊園では、開発領主である佐伯氏の支配権が強く、仁治三年(一一四二)に地頭請所となつてからは、さらに預所などの権益を排斥する傾向にあつたと思われる。(つづく)

而預所則地頭等背件御下知等致未進之由申之地頭尔以
彼年貢內令立用宇佐造宮日食糧可遂結解之旨承之
如地頭所進宜旨國宜以下狀等并嘉祿康元御
教書者件造宮米可為平均課役之由所見也於彼狀等者
預所無申旨之間勿論歟仍可引募分年貢內之旨地頭等所申
非無其謂而預所不帶指證文限當庄不可立用年貢之由令
申之條不能信用然則引募宇佐造宮米可遂結解也

一御寺米該兵士食料米事

右地頭所背仁治御下知米濟之由預所令申之處令直納智惠光
院寺庫之間自仁治至文永四年者於彼納所遂結解之處無采
進同、以後者年之帶返抄畢追先例雖令直納可并預
所方否可相從上裁之旨地頭申之者云遂結解事云帶返抄段
預所不論申之上者無未濟分歟但納所事任惟直仁治狀可令進
濟京都矣

一預所得分物事

右在正應元年勘定狀地頭致未進糸之處可被申分下知之由糸之
預所不請取之條無其謂仍中分事不能許容可令糸未進也

天番役事

右地頭背御下知于今不究濟不遁違背咎之由預所雖申之所殘
早遠可被糸之旨地頭令申上者必難違背然者早可令究濟焉
以前條々依錄倉殿仰下知如件

正應五年十二月廿四日

陸奧守平朝臣

相模守平朝臣

又